

## 林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、事業主や従業員等の健康保護とともに業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

### 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

#### 【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）

- 林業経営体は、従業員等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
  - ① 体温の測定と記録
  - ② 発熱などの症状がある場合に林業経営体への連絡と自宅待機
  - ③ 以下の場合には林業経営体に連絡の上保健所に問い合わせ
    - ・ 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
    - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
    - ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合
- 林業経営体は、現場作業に関連した次に掲げる感染予防策を行ってください。
  - ① マイクロバス等で作業現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、できる限りのマスクの着用。
  - ② 休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けるなどによる定期的な換気の実施と、できる限り 2 メートルを目安とした適切な距離の確保。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- ・ 林業経営体は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 林業経営体は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
  - ① 出勤時、トイレ使用后、事業所等への入場時には手洗い、手指の消毒。
  - ② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。
  - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- ①換気の悪い密閉空間であった
  - ②多くの人が密集していた
  - ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われた
- という3つの条件が同時に重なった場

（「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

- ・ 林業経営体が主催する会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には風通しの悪い空間をなるべく作らない、アルコール消毒液の設置などの感染防止対策を行ってください。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### （1）患者発生時の把握

林業経営体は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員等に対しては経営体内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

### （2）濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています<sup>1</sup>。

このため、林業経営体は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です<sup>1</sup>。

### （3）濃厚接触者への対応

- 林業経営体は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員等に対し、14日間出勤を停止し、健康観察の実施を実施してください。
- 林業経営体は、濃厚接触者と確定された従業員等に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、林業経営体はその結果の報告を速やかに受けることとします。

#### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 施設設備等の消毒の実施

- 林業経営体は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（事務所、休憩小屋等）の消毒を実施します。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください<sup>2・3</sup>。

#### 4. 業務の継続

(1) 従業員等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

- ・ 林業経営体は、従業員等の感染が確認された場合に業務を継続できるようにするための取組を、業務形態を踏まえつつ実施しておくことを検討してください。

(例) 現場作業班間での感染を抑制するため、複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定や作業班間の作業員の入れ替えの抑制。

(2) 従業員等の感染が確認された場合の業務の継続

- ・ 林業経営体は、従業員等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難となる場合には、業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。

- ・ 林業経営体は、業務継続のため、勤務体系・情報共有体制を整備してください。

(参考) 従業員等の確保状況による段階別の業務継続体制

林業経営体は、従業員等の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

**【第一段階】**

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

**【第二段階】**

(業務の内容) 業務を縮小

小規模な経営体の場合にあつては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、可能であれば、他部門からの応援

#### 5. 関係者との情報共有

- ・ 林業経営体は、従業員等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局に状況を報告するようお願いします。

また、併せ、所属する業界団体等がある場合には、所属団体の事務局等に状況を報告し、業界内での情報共有を徹底するようお願いします。

林業経営体の従業員等に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。林野庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

## 参考

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 2 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 3 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）